

～労働トラブルの  
解決をお手伝いします～

**労働委員会の役割**

労働者と会社との間で労働トラブルが発生し、自主的な解決が困難となった場合に、労働委員会では双方の話を丁寧に聴き、中立・公平な第三者の立場で解決のお手伝いをします。

● **不当労働行為の救済**

会社が不当労働行為（組合員への不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉拒否、労働組合への支配介入など）を行ったかどうかを審査し、その事実があった場合には、是正命令を出して、労働組合や組合員を救済します。

● **労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）**

労働争議（労働組合と会社との間で、ストライキなどの争いになるおそれがある状態のこと）が発生した場合に、労使双方から事情を聴き、合意が得られるよう調整します。

● **個別労働紛争のあっせん**

労働者個人と会社との間に、労働条件などに関する紛争が生じた場合、双方の間を取り持ち、歩み寄りによる解決を援助します。

**トラブルの事例**



**労使交渉の決裂**

賃金、一時金、就業規則など



**労働環境の改善**

パワハラやセクハラ、いじめなど



**突然の解雇**

雇止め、人員整理など

**労働委員会の委員について**

労働委員会は、法的視点や第三者的立場から判断を行う公益委員（大学教授や弁護士など）、労使各側の事情に詳しい労働者委員（労働組合の役員など）・使用者委員（会社役員など）で構成されており、それぞれの観点から労使トラブルの解決をお手伝いします。

**困ったときは**

制度の利用は無料で、秘密は守られます。  
労働トラブルでお困りの際は、お気軽にご利用ください。

詳しくは、県労働委員会ホームページを  
ご覧ください。➔

電子メール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp



**委員の構成**



**使用者委員（5名）**

使用者側の事情を  
的確に把握  
（会社の役員など）



**公益委員（5名）**

公平な第三者の立場  
（大学教授、弁護士など）



**労働者委員（5名）**

労働者側の事情を的確に把握  
（労働組合の役員など）

問い合わせ

県労働委員会事務局 電話：098-866-2551 FAX：098-866-2554

広告



5月12日は看護の日  
5月12日～18日は「看護週間」です

看護の心をみんなの心に

さまざまなイベント情報はこちら▶

